令和３年４月５日発行（毎月１回５日発行）通巻第668号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents［Index］

P.3 **活動予定／お知らせ**

令和３年度 中央会の主な活動予定
緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」の申請には登録確認機関の事前確認が必要です 他

P.4 **特集 ～経営のヒント～**

世の中の変わり方は速い

P.6 **全国先進組合事例**

深谷の農業を盛り上げる新商品開発プロジェクト（六次産業協同組合）

P.7 **組合Q＆A**

役員の任期伸長規定について 他

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

ものづくり補助事業成果事例：株式会社馬場本店酒造（香取市）

P.10 **景　況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（２月期）

P.12 **ご案内**

総（代）会提出議案等を決議するための理事会開催について
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて

P.16 **中央会だより**

令和３年度中央会の事務局体制と人事
令和２年度中小企業組合検定試験合格者発表

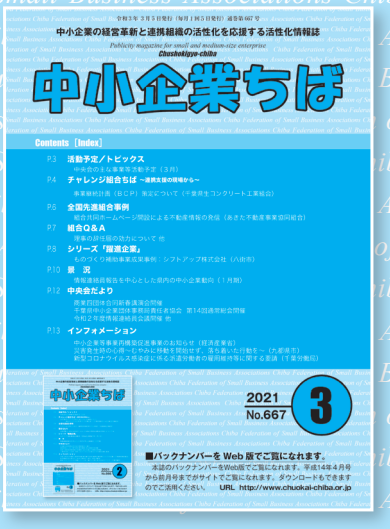

2021
No.668
4

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年４月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 **URL https://www.chuokai-chiba.or.jp**

令和３年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内　容
5/13	木	**監事会** 時間：午後３時～　場所：千葉市「千葉中央駅前ビル５階　会議室」
5/25	火	**令和３年度第１回正副会長会議** 時間：午後２時～　場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/25	火	**令和３年度第１回理事会** 時間：午後４時～　場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/22	火	**第 65 回通常総会会** 時間：午後３時～　場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/28	月	**専門委員会** 時間：午後３時～　場所：千葉市「オークラ千葉ホテル」
11/25	木	**第 73 回中小企業団体全国大会** 場所：神奈川県横浜市「パシフィコ横浜　国立大ホール」

◎活動予定に関するお問い合わせは、本会総務部までお願いいたします。（☎ 043-306-3281）

◈ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡ください

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡ください。
①組合名、②連絡先住所･郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Ｅメールアドレス
また、４月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

◈ 緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」の申請には登録確認機関の事前確認が必要です

2021年１月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50％以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が支給されることとなり、その申請受付が先月８日からスタートしました。

申請には所定の支給要件があるほか、申請前に登録確認機関から「事前確認」を受ける必要があります。本支援金の支給要件を満たし、申請を希望する会員組合様におかれましては、本会宛に「事前確認」をお申込みください。

経営のヒント
世の中の変わり方が早い

みなさんはお仕事や家庭内のことで、「世の中の変化は速い」と感じることが多いのではないでしょうか。今年成人するような世代ではこれが普通と思われるかもしれませんが、大正・昭和に生まれた皆さんは「世の中の変化が速い」と感じられていると思います。

では仕事の上でどのように対応したらよいのでしょうか。この変化に興味を持ち、変化の中に飛び込むか、諦めて何もしないかのどちらかになります。ご自身が根幹から揺さぶられてしまうかもしれませんが、ぜひ変化に興味を持っていただきたいです。それが変わり方の早い世の中に対応するためには重要なことなのです。

わたしの使う地下鉄の駅のそばにある銀行の支店のひとつが今年の3月末までをもって閉店となりました。銀行が支店を引き上げるなどとはこれまでも聞いたことがありませんでしたが、実際に起こるのです。口座の数や実際の取引数から考えてコストに合わないからでしょう。

商店や会社の事務所は増える気配はありません。逆に閉じたところが目につきます。

マイホームについては、適当な資料がありませんので、筆者のまわりの観察になりますが、結婚して子供が生まれるまでは勤め先から比較的近い場所に住み、子供が小学校になると少し都心から離れ、中学校・高等学校に上がったら、離れていても受験に強い学校に入るようにする。これまでずっとこのような勤務先と住居の関係が見られました。

「ポストコロナ」

コロナのワクチン接種が2月に始まりました。半年後には成果が明確になり、よい方に出ている場合、街には人が戻り、消費が回復していると想像されます。アレルギーの人は反応が大きいために、懸念の声が聞かれますが、本稿執筆の時点ではワクチンがコロナを抑えるための唯一の方法となっています。

コロナが猛威を振るっていますので、持ちこたえられないで、閉めてしまった店や事務所もありますが、さまざまな補助金を得ていても、コロナ前の状態に戻るのはいつになるかわかりません。そしてその時点で、アルバイトやパートを呼び戻したりするのは予想よりも力がかかるのです。商店や事業所の方には、今からポストコロナを見据えた対策を取っていただくことをお願いいたします。

現実的な商店・工場の例としてはホームページを使ったインターネット販売が挙げられます。自社のサイトを作るのが難しいようでしたら、楽天ほかでのネットショップへの出店が考えられます。現在はまだ工場や建設などでの使用が多いようですが、商業でも、ゲームに見られるように現実を超える経験・体験を非接触で提供可能なＶＲ・ＡＲ技術があります。

また業務効率や顧客満足の向上などを実現するツールとして、ＡＲはＥＣにおいて顧客が購入するまで実物を見られない、取り寄せになりその場で試着できないという課題について疑似体験を通して解決できる可能性を秘めています。アパレル分野だけでなく美容、家具などの分野では、活躍の場所があります。

商店街の実店舗以外でも商売を可能にするバーチャル店舗や地域内外の新たな顧客層へのアプローチ手段としてのバーチャルイベントのほか、感染対策を取りながら安心して商店街を利用してもらうためのＶＲ・ＡＲ・ＡＩ等先端技術の活用可能性について検討する段階に入っています。

「ショッピング・センターや百貨店の苦しみ」

アメリカでは数年前からショッピング・センターがゴーストタウン化すると言われています。５年でショッピング・センター／モールの25％がゴーストショッピング・センター／モールになると予測されています（ＮＢＣ２０２０年８月27日）。筆者がアメリカ合衆国をビジネスで頻繁に訪れていた１９８０年代から90年代の20年間は低価格の百貨店やスーパーマーケットを軸にいくつかの専門店が入っているモールがいくつもできている時代でした。

ですから、当時アメリカの象徴のように目に映っていたショッピング・センター／モールの25％が５年でつぶれると聞くと驚きます。ショッピング・センター／モールの不振の原因は、販売しているものの大半が家にいてもインターネットから注文できること言われます。行く理由がなくなると行かないので、衰退するのです。

日本では商店街にこれが見られます。ショッピング・センター／モールは約20年遅れていますので、これから衰退がはじまる可能性があります。

アメリカのショッピング・セン

ター／モールがそうした状況であるのに対して、日本のショッピング・センター／モールも場所によってうまくいっているところといっていないところがあります。

日本では電車の駅からお店が両側続いている形がみられます。そして上には雨や強すぎる太陽が入って環境が悪くならないように、半透明の屋根が設置されています。

アメリカの人は隣まで行くのに自動車に乗るというジョークがありますが、多少の距離があっても車で行ける範囲であれば行き来するのを厭いません。

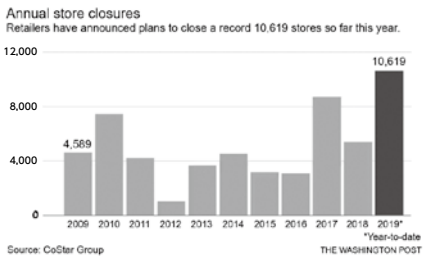

（米国小売店の年度別営業停止数）
2019年は年度末ではない

米国のショッピング・センター／モールはその床面積の広さと内装の豪華さを競ってきました。あちこちに新しいセンター／モールができるのが評判だったころ、軽装をして有名ブランドの運動靴をはいた中高年の方が、安心して運動できるということで、センター／モールの中を早足で何往復も歩いているのも見たこともありました。日本のモールより中の道などのスペースが広かったのでしょう。

日本にもシャッター通りや人影まばらなショッピング・モールがあります。

ヨーロッパのデパートとその周りに必要なお店が並んでいるスタイルは、米国風のショッピング・センター／モールと少し異なっているようですが、近隣の街からの来店で潤っているようでした。

アマゾンを代表とする通信販売が、小売店からお客さんを奪っていることは間違いありません。さらに注文すると自宅まで商品が空を飛んで届くというドローンを使った試みもあります。

筆者は右記の試みが支持されている反面、販売店の方と顧客の間のやり取りが今後ますます重要になると考えています。

「これからの地域を支えるのは」

これまで販売をめぐるさまざまなことを書いてきました。アマゾンが実際の店舗をいくつか持っていることはご存じだと思います。何を製造するか、何を販売するかを決めるのは、顧客の需要です。これを再認識いたしましょう。

一定の広さを皆さんの商売のテリトリーとするならば、人口を調べてください。役所に行けばわかりますし、人口を扱った本もあります。人口がある程度あるなら、必要なお店がどのようにあるのかを確認します。（ＪＳＴＡＴＭＡＰ徹底活用立地診断ガイドブック¥３，５００フランチャイズ研究会 https://fcken.shopselect.net/items/1990184８）

そしてどういうお店があればよいのかを地域が地域として成り立つかを一覧表にして考えてみましょう。ショッピング・センター／モールではありませんが、まちの一定の区画の中に生活で必要なお店がみんな揃っているかどうか確認してみましょう。そして抜けているお店があるなら、空いている店舗に地域が必要としている店舗や事業所を呼んでくるようにしましょう。簡単ではありませんが、そうした足りないお店を募集したり、呼んできたりしてみてください。保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・場合によって大学が一定の区画の中にあるかどうか確認してみてください。

簡単にはできないことを書きました。経済が発展しているときは、自然にお店や事業所が集まりますが、現在のような状況では、地域全体のことを皆さんで考えて行動をしていくようにするようになります。

多くの地域で空き店舗を学生起業家に一般より安い賃貸料で貸して、体験をしてもらいながら、地域も学ぶという仕組みを作っています。まずこれに賛同する方を中心に集まってみてはいかがでしょうか。

「今回のまとめ」

今年度３回（予定）にわたる連載の第１回、今回はいかがでしたでしょうか。

中小企業診断士という職業柄、筆者はさまざまな地域を訪れる機会が多いのですが、そこで気が付く地域の問題点を上げました。これまでの仕事のやり方を続けていてはうまくいかなくなってきています。このまま続けていても、業績は改善しないと思われます。地域の条件がそれぞれ違っており、単純化・パターン化が難しいという面もあります。それではどうするかという問いの答えは簡単ではありませんが、地域の方とご一緒にわたし達のようなコンサルが考えていく必要があります。

（中小企業診断士　原田　純）

テーマ　積極的な情報発信

深谷の農業を盛り上げる新商品開発プロジェクト

六次産業協同組合

異業種連携組合ではあるが、「深谷地域の農業の活性化」という共通の目標へ向けて、組合員一丸となって次々と新たな事業が実施されていることが成功要因である。

背景・目的

任意団体であった深谷漬物協会青年部が中心となり、共同事業を通して深谷地域の農業の活性化を図ることを目的に深谷市内の農業者や野菜漬物製造業者により組合が設立された。

新たな取組みとして「B品の深谷ネギの活用」、「深谷ネギに代わる新たな地域ブランドの創出」を目的に漬物新商品の開発と深谷リーキの生産を開始した。

取組みの手法と内容

組合では平成30年度に、組合員農業者の収穫するB品の深谷ネギ（曲がりや傷のついたもの）を活用し、組合ブランドの新商品「つの?」、「葱しば居」を誕生させた。新商品の開発にあたっては「深谷産の野菜のみを使用」、「無添加」という特徴にこだわり、競合商品との差別化を図った。

実施体制については、本組合は播種苗業者・農業者・野菜漬物製造業者・梱包資材業者を構成員としており、種苗から商品化までを全て組合内で行い組合にて販売を行っているため、組合内で六次産業化を達成している。

また、この漬物新商品の開発と販売については、埼玉県知事より経営革新計画の承認を得て実行しており、併せて展示会へ出展して販路の拡大を進めている。

令和元年度は、新規事業として「深谷リーキ」の組合ブランド化事業に取り組んでいる。これは深谷ネギの産地である深谷地域で、長年深谷ネギを育ててきた組合員農業者のノウハウを西洋ネギであるリーキに注ぎ込み、「深谷リーキ」として組合ブランド化を目指すものである。深谷地域でリーキを育てることは初の試みであり、深谷ネギに代わる新たな特産品として生産を拡大し、販売していく予定である。

なお、埼玉県中央会が支援し開催した「新商品・新サービス合同記者発表会」において本取り組みについてマスコミに対しPRし、これからの深谷の新たな地域ブランドとして育てていくことを宣言した。

成果とその要因

漬物商品は引き続き販路開拓していく。新酒鑑評会の感謝状贈呈式試飲会において「つの?」、「葱しば居」が酒肴として採用され、埼玉県知事など関係者にふるまわれるなどの成果があった。

また「深谷リーキ」の販売も開始し、大手企業の協力も得ることができた。今後は、青果物としての販売だけではなく、食べ方の提案や加工食品化を進めていく。

新商品漬物「つの?」

新商品漬物「葱しば居」

合同記者発表会の様子

六次産業協同組合

住　所：〒369-0212
　　埼玉県深谷市
　　櫛挽82番地１
設　立：平成29年7月
出資金：1,000千円
ＵＲＬ：－
業　種：野菜漬物製造業、
　　耕種農業
組合員：10人

組合Q＆A

役員の任期伸長規定について

［Q］通常総会の日が役員の任期を超えて開催されることがありますが、役員の任期が切れることのないようにするには、どうしたら良いのでしょうか？

［A］定款に、残任義務に関する規定を設けておくことが望まれます。

通常総会が理事の任期を超えて開催されることがあるため、中協法第36条第４項は「任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結時まで伸長することを妨げない。」と規定しています。定款にこの規定を設けることにより、通常総会の日が年度によって異なるのに応じて理事の任期が短縮または伸長され、常に通常総会に終結の時をもって任期が満了することとなります。

また、理事の任期について、中協法第36条第１項では、「理事の任期は、２年以内において定款で定める期間とする。」と規定していますので、２年以内の任期を定めるとともに、この任期伸長規定を設けることにより、通常総会開催前に理事の任期が切れることを避けることができます。これにより、決算関係書類の承認に当たって、決算当時の理事に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な組合運営が期待されます。

なお、任期満了または辞任によって退任した組合の役員は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有することとされていますが（中協法第36条の２）、これは「退任した」役員の残任を義務づけた規定であって、役員の任期自体を伸長させるものではありません。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

労務問題Q＆A

職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど

［Q］やむを得ず有期契約労働者の雇止めを検討していますが、どのような問題がありますか。

［A］今回の新型コロナウイルス感染症による影響への対応に当たっては、雇用調整助成金など、政府の支援策を活用いただき、できる限り労働者の雇用の維持に努めていただくようお願いします。なお、やむを得ず有期契約労働者の雇止めを検討する場合でも、以下の点に留意が必要です。

①有期契約労働者から、労働契約の更新の申込みがあった場合、その方の雇止めについては、以下のいずれかに当たると認められる場合には、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、これまでと同一の労働条件で、その申込みを承諾したものとみなされること（労働契約法第19条）。

ａ．過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの

ｂ．労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

②有期労働契約（有期労働契約が３回以上更新されているか、１年を超えて継続して雇用されている労働者に限ります。なお、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除きます。）を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに、その予告をしなければならないこと（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第２条）

（※）有期契約労働者の解雇について、使用者は、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間は、労働者を解雇することができないこととされています。（労働契約法第17条第１項）。なお、労働基準法や労働契約法など、労働関係法令にかかるご質問やご相談については、最寄りの労働局・労働基準監督署のほか「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口（※）」や、「労働条件相談ほっとライン（０１２０－８１１－６１０）」などもご利用いただけます。

（※）新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口一覧は、左記のＵＲＬをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.htm

◎厚生労働省ＨＰ（新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け））より転載

ものづくり補助事業成果事例【平成25年度補正】

本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。

事業類型	設備投資のみ	ものづくり技術との関連性	吟醸造り
対象類型	ものづくり技術		

株式会社馬場本店酒造（香取市）

事業テーマ

最新型「佐瀬式吟醸用搾り機」の導入によるみりんの品質向上と新製品開発

本事業への取組の経緯・目的

【取組の経緯】

補助事業実施前まで使用していた「搾り機」は昭和40年製であり、老朽化していました。この旧装置を使用してのみりんの搾り作業は手作業も多く、重労働となる工程もあり、生産性の面で課題がありました。

具体的には、搾り機のピストンの高さを調整するには、レバー操作を手動で30分おきに行わなければならず、搾り作業の途中で搾り袋を並べ替えて再度圧搾する作業を行わなければならないなど手作業・重労働が多く日数がかかる作業でありました。

また、搾り機のピストン調整において、ピストンが出過ぎて故障の原因になるなど安全性の面でも改善の必要性がありました。

最新型の搾り機を導入することで、このような生産性や安全面での課題を解決することだけでなく、衛生面での効果や作業時間短縮により酸化を防止することで品質向上への効果も見込むことができることから、今回の取組を行うことを検討しました。

【目的】

新型の搾り機を導入することにより、①作業効率改善による生産性向上、②安全面・衛生面での課題の解決、③品質向上を図り、高品質化したみりんを使用した新商品開発を行い当社商品のブランド価値向上と販売力強化を図ることを目的とし、補助事業に取り組みました。

制御盤

実施内容

最新型の「佐瀬式吟醸用搾り機」を導入し、①作業効率改善による生産性向上、②安全面・衛生面での課題の解決、③品質向上を図り、高品質化したみりんを使用した新商品開発への取組を実施しました。

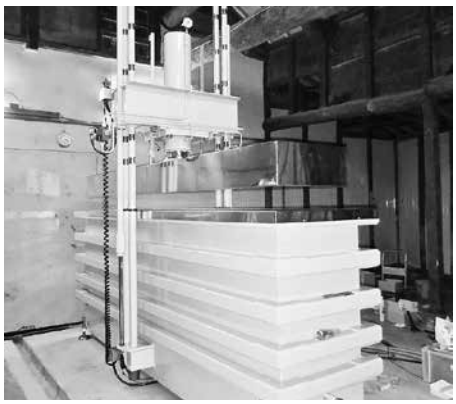

佐瀬式吟醸用搾り機

具体的には、①搾り機のピストンの高さに関する自動調整機能、搾り袋の並べ替え作業の自動化による生産性向上、②安全装置によりピストンの出過ぎを防止することや、洗浄しやすいステンレス製の枠・板を使用することでの衛生的な搾り作業の実現、③みりんの品質向上と高品質化したみりんを使用した新商品開発に取り組みました。

新商品は高級みりんと高級みりんを原料としたアルコール飲料の開発を行い、高級みりんについては官能検査を行い、アルコール飲料については小規模製造試験も実施しました。

事業実施の成果

新型の搾り機は、①安全装置の効果により、以前は手動で行なっていたピストンの位置決めを安全に行うことができるようになりました。②また、旧装置は木製の枠・板で押して搾っていましたが、新型機はステンレス製の枠・板を使用するため、製品に触れる部分の洗浄もしやすくなり、衛生的面での効果も確認できました。そして、③搾り機のピストンの高さを自動で調整できるようになったことで、旧装置で7日～8日かけて行っていた搾り作業を、4日で行うことができるようになり、作業効率も向上しました。さらに、旧装置は搾り作業中盤に搾り袋を並べ替えて再度圧搾する作業が必要でしたが、新型機はその作業を行わなくても十分に搾り切れることで、大幅な労力削減を実現できました。

搾り作業時間の短縮は、みりんが空気中に触れる時間を短縮することとなり酸化を防止できるため、みりんの品質向上にも繋がっています。さらに、品質向上を図ったみりんを使用した高級みりんの新商品は官能検査で高い評価が得られ、高級みりんを使用したアルコール飲料の新商品については、原料混合比率をほぼ決定することができました。

今後の展望

高品質化したみりんを原料に使用した新商品は、本物志向の消費者や純米主義の消費者のニーズを捉え市場でも評価を得てきています。現在では、口コミにより高級レストランや料亭から引き合いが来ており、引き続き、このマーケットへの販売強化を図って行きます。また、佐原地区は「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されており、ニッポニアサワラなど築100年越えの古民家や蔵を含む建物を宿泊施設・飲食店に改装する古民家再生への取組も行なわれています。そして、インバウンドの増加に伴い、佐原地区を訪問する外国人観光客も増加しています。今後は、外国人を含めた観光客をターゲットとした販売も模索していきます。さらに、最近では海外で日本酒ブームが起きていますが、みりんについても将来的に輸出していくことにも取り組んでいきたいと考えています。

社長・担当者から一言

社長　馬場善広

この設備を導入したことにより、製品の品質が高いレベルで安定しました。

今後は、この設備で搾った製品を原料とし、新商品の開発につなげていきたいと思っています。

担当者　馬場寛之

以前の搾り機よりも搾りに関する工程が減ったので、冬場の忙しい時期などは人手をかけなくてもすむようになり、大変助かっています。

企業データ	
主な事業・業種	みりん・清酒の製造販売
得意分野	吟醸造り
所在地	[本社／事業実施場所] 〒287-0003 千葉県香取市佐原イ614-1
TEL	[本社／事業実施場所] 0478-52-2227
FAX	[本社／事業実施場所] 0478-52-3718
URL	http://babahonten.com/
設　立	1842年
代表者	代表取締役　馬場　善広
従業員数	8名
資本金	1,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和３年２月期

情報連絡員50名　回答数50名

全体概要【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
（「好転（上昇、増加）」、「不変」、「減少（悪化、低下）」の３択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前月比

➥製造業では、売上高において「増加した」業種は５から６に増加。「減少した」業種は８のまま変化なし。
➥非製造業では、売上高において「増加した」業種は２から５に増加。「減少した」業種は２０から２１に増加。
➥業界の景況では、「好転した」業種は２から５に増加。「悪化した」業種は２３から１８に減少。

前年同月比

➥製造業では、売上高において「増加した」業種は３から１に減少。「減少した」業種は１１から１３に増加。
➥非製造業では、売上高において「増加した」業種は２から３に増加。「減少した」業種は２２から１９に減少。
➥業界の景況では、「好転した」業種は１から２に増加。「悪化した」業種は２７から２３に減少。

製造業

漬物製造　【県内全域】
コロナウイルス感染拡大の影響により、漬物の売上が減少した。

酒類製造　【県内全域】
コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令の影響により、日本酒販売の売上が前月比、前年同月比ともに大幅に減少した。

繊維工業　【県内全域】
帆布製品の受注減少が続いている。

木材・木製品製造　【県内全域】
木材需要が多くなり、景況感がよくなってきている。

製材　【木更津】
アメリカ、カナダ及びロシアから木材船の入港がなかったので、在庫数量は減少した。

印刷　【県内全域】
印刷業界の景況は、良くない。また、コロナ禍で難しい経営環境に見舞われている。

電気鍍金　【県内全域】
売上は、前月比で増加したが、前年同月比で減少した。

鉄工　【千葉】
業種によっては回復基調も見受けられるが、総じて景況感は悪い。緊急事態宣言の解除後、徐々に営業活動を再開し、業績が好転することを期待している企業が多い。

機械部品製造　【野田】
２月はもともと稼働日数が少ない上に、祝日による連休や緊急事態宣言で景気も下降気味。年度末の３月に期待しているが、コロナ禍の影響もあって先行き不安。

機械部品製造　【流山】
新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令により、仕事等が制限された影響により業種により影響がでている。ここ数ヶ月ガソリンの販売価格が上昇しており、コスト増になり影響が出ている。

機械部品製造　【柏】
全体的に製造業、特に半導体・自動車を中心に動きは活発になってきた。

金属製品製造　【船橋】
コロナウイルスの影響による停滞を抜けて、回復傾向にある。

採石　【県内全域】
石材の出荷量は月によりバラツキがあるため、今月は前月を下回り、前年同月比で減少となった。２月までの全体出荷量は対前年比78％の状況である。３月末までは

大きな石材需要はなく、今後予定される東京都港湾局発注の新海面処分場や横浜市の新本牧埠頭に期待する。

■土砂採取　【県内全域】

生コン用の洗砂は低調のままである。工事用山砂は需要が増加傾向にある。砂の価格は低いが、稼働率がアップし、全体が上昇しているとの報告もある。

非製造業

□総合卸売　【千葉県・東京都】

組合員総じて既往先の売上減少を新規開拓等で入れ替えを行いながら、昨年並みの売上を確保している状況。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

□リサイクル卸　【県内全域】

取扱品目（古紙）の量がなく、また、価格も低迷しているため、非常に厳しい状況が続いている。

□青果卸売　【千葉市】

先月に比べ、青果物の単価の内、野菜類は上昇したが、取扱高が伸びず、緊急事態宣言の影響で全体的に厳しい状況が続いている。3月からの春野菜の動きに期待したい。

□自動車解体　【県内全域】

1月に急落したスクラップ価格、鉄、非鉄金属共に急反発した。非常に不安定であり、廃車の発生台数は相変わらずの低水準で仕入れに苦労する。また、低水準の廃車発生という環境下で業績の二極化が益々進んでいると思われる。全国的に車の取扱いをやめ、一般的なスクラップ業に転向するケースも聞く。

□卸売　【茂原】

コロナウイルスの影響は広い範囲にわたって出ており、特に中小企業は厳しい状況が続いている。

□電気機器小売　【県内全域】

家電の需要が減少してきた。2月は例年売上の減少が見られる。

□青果小売　【千葉】

イベントや飲食店向けの納品が激減しており、小売部門は伸びず、前月比、前年同月比ともに減少であった。

□中古車仕入・販売　【県内全域】

中古自動車のオークション事業は昨年実績を下回っているものの利益は確保できている。また、オークション会場の新型コロナ感染防止のため、施設内に抗菌コーティングを実施した。

□小売　【東金】

コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係はかなり厳しい状況にある。資金面の支援が必要だが、組合本体も厳しい。食品関係は戻ってきているが、客数減は続いている。また、組合員の資金繰りが厳しい状況も続いている。

□小売　【野田】

コロナ禍の影響か、来店客数が減少し、売上が落ち込んでいる。ワクチン接種での沈静化に期待している。

□小売・サービス　【柏】

自粛要請中につき営業的には上昇する気配は全く無し。当地においては周辺商店街に当たるため家族飲食店が多く、また、家賃も高額でないため、飲食業は本当に助かっていると思われる。しかしその他の業種は、客数大幅減、来街者減、客単価減等により四苦八苦の状態が続いている。またここに来て2週間延長となる。

□建設揚重　【県内全域】

取引先が多様なため、業種により業績に差が出ている。

□貸舟　【君津】

釣客は昨年並みであるが、前月より売上が減少している。

□一般廃棄物処理　【千葉】

年度末に向けて良い状況となっています。繁忙期に入り、業界も忙しくなりますが、感染症対策を行いながら乗り切りたいと思います。

□土木建築サービス　【県内全域】

景気回復が「k字型」になると予測される中で、測量業界は幸いにも相応の業績をあげることが出来ており、アフター・コロナを見据えた新しい対応（青年部の設立、リモート活用での講習会等）を研究していくこととしている。

□ソフトウェア　【県内全域】

中国、台湾からの輸入に関し、納期遅延の例が見られる。特に中国の工業製品を扱う工場がコロナウイルスの影響により操業停止の状況が心配される。

□内装工事　【県内全域】

年度末により、内装工事に動きがある。

□輸出入　【県内全域】

新型コロナウイルスの影響が続いており、緊急事態宣言期間中に、成田空港の出入国利用客は約32，000人であった。

総(代)会提出議案等を決議するための理事会開催について

問　理事会の開催をできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。

答　できる限り集まることを控えたい（＝会議体として開催しないようにしたい）場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

（定款規定例）監査権限限定組合のケース
理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

① 理事の１人（通常の場合は理事長）から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う（提案書を発信）

↓

② 提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける（同意書の返信）

↓

③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる

↓

④ 理事会議事録を作成する（中協法施行規則第 66 条第４項記載事項）

＜留意事項＞

○１人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください（必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります）。

○上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。

○多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが（上記定款規定は監査権限限定組合の場合）、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められないためです）。

≪参考≫ いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法第 36 条の６第４項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。

理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

問　理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できるとのことですが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

答　下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席 （書面議決）	**理事会議事録の省略 （みなし理事会・持ち回り決議）**
効力発生要件	定款記載が前提 （相対的必要記載事項）	**定款記載が前提 （相対的必要記載事項）**
招集手続き	必要	**理事全員の同意（議案に対する全理事の賛成）により、不要**
議事録の作成	必要	**必要**

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

問　理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

答　理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
②「①の事項の提案をした理事の氏名」
③「理事会の決議があったものとみなされた日」
④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」

を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。（※）

（※）代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。

（提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください）

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任（新旧同一人物の）場合	代表理事のみ押印（法人届出印）
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印（実印）＋印鑑証明書の添付

≪参考≫ 理事会をテレビ会議で開催することは可能か。

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれませんでしたが、中小企業庁経営支援部 長通達（平成 13 年 3 月 28 日付け平成 13・03・23 中企第 14 号）により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、同通達が求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

（テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件）

〇理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。
〇理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。
〇理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、１つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として無効となる。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて

中小企業組合の通常総（代）会については、中小企業等協同組合法第 46 条（総会の招集）及び中小企業団体の組織に関する法律第 47 条（準用）において**「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度１回招集しなければならない。」**と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総（代）会の開催方法及び定款で規定する時期に通常総（代）会を開催できない場合についての相談が多く寄せられています。

各組合等におかれましては、以下の点を踏まえてご対応いただきますようお願いいたします。

１．総（代）会の開催について

問　感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総（代）会の開催についてどのように対応したらよいか。

答　中小企業組合の通常総（代）会は、上記のとおり、中協法第 46 条（総会の招集）により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総（代）会の開催を中止することはできません。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総（代）会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供（法律で提供が義務づけられています）し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

＜留意事項＞

○総（代）会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。

・議長（総（代）会内で、出席した組合員（総代）から選出してください）
・組合役員（総（代）会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。）
・委任を受ける対象者（受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。）
・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者（投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員２名以上）

○議事では定足数を満たすことが必要です。総（代）会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員（総代）（議長を除く）が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。

これは、総（代）会の議決が有効になされるための前提条件となります。

（総会の議事）
第 52 条　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者

の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4 総会においては、第 49 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第 3 項に規定する場合は、この限りでない。

また、総 (代) 会の定足数は、特別議決（定款変更等）を要する事項については総組合員（総代）の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項（事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等）については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

○議長は、総 (代) 会の議決に加わることができませんが、普通議決事項（事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等）について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

○代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

≪参考≫ 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総 (代) 会は、「当然に日時及び場所を示すべき」（全国中央会「中小企業等協同組合法逐条解説（第二次改訂版）」P.252 参照）とされています。
また、会社法には第 319 条（株主総会の決議の省略）の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています（いわゆる「みなし決議」）が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。

そのため、総 (代) 会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

≪参考≫ 総（代）会をテレビ会議等で開催することは可能か。

前述のとおり、書面一括法による中協法改正では、理事会と同様、総 (代) 会についても テレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。他方、理事会をテレビ会議方式のみで実施することは中小企業庁の通達によって可能となっていますが、総 (代) 会を 現実の会議体を置かずにテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総 (代) 会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われます。

その場合の総 (代) 会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになりますので、それぞれについて議事録に記載してください。

◎ご不明な点などがございましたら、本会（各組合支援担当者）までお問い合わせください。

令和3年度 中央会の事務局体制

4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。（　）内は旧職名。

▽専務理事＝今関光俊

▽常務理事＝神子和夫

▽事務局長＝斉藤　清

▼事務局次長＝澁谷博之

▽事務局次長＝河野弘樹

▽事務局次長＝橋本健一

【設立支援部】▼事務局次長兼部長＝河野弘樹▽主幹＝田中周祐▼主事＝中村文彦▽主任指導員＝錦織義雄

【商業連携支援部】▽主幹＝菅井啓勝▽主任指導員＝渡邊幸恵▽主査＝山下侑祐▼主事＝平山貴浩▼主事＝後藤直樹

【工業連携支援部】▽事務局次長兼部長＝橋本健一▽副部長＝堀江勇介▽上席指導員＝東克典▽主任指導員＝齋藤昇▽指導員＝秋田識人▼主事＝塚田達大

【経営支援部】▽部長＝福永正昭▼副部長＝池澤由寿▼主任指導員＝海老根博▼指導員＝稲葉勝哉▼主事＝野ケ峯元起▼共済推進役＝熊田伸一

【総務部】▼部長＝田川幸宗▽副部長＝山内昭紀▽主任指導員＝永田芳子▽主査＝新井要平▽主事＝吉原律子

■定期異動［4月1日付］

【設立支援部】事務局次長兼設立支援部部長＝河野弘樹（事務局次長兼業務推進部部長）、設立支援部主事＝中村文彦（経営支援部主事）

【商業連携支援部】商業連携支援部主事＝平山貴浩（工業連携支援部主事）

【経営支援部】経営支援部副部長＝池澤由寿（業務推進部副部長）、経営支援部主任指導員＝海老根博（業務推進部主任指導員）、経営支援部指導員＝稲葉勝哉（商業連携支援部指導員）、経営支援部主事＝野ケ峯元起（設立支援部主事）、経営支援部共済推進役＝熊田伸一（業務推進部共済推進役）

【総務部】事務局長兼総務部部長＝斉藤清（総務部部長の兼務を解く）

■新規採用［4月1日付］

事務局次長＝澁谷博之、商業連携支援部主事＝後藤直樹、工業連携支援部＝塚田達大

■退職者［3月31日付］

事務局次長＝能美勝博、経営支援部主席指導員＝鳥居俊夫

令和2年度 中小企業組合検定試験

祝 合格おめでとうございます!!

去る令和２年12月６日（日）に実施された令和２年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表され、本県の受験申込者13名のうち下記の８名の方（敬称略・順不同）が見事合格されました。おめでとうございます！！

加藤　與志男	千葉県乳業協同組合	河原﨑　洸一郎	株式会社商工組合中央金庫
川名　敏明	千葉港港湾運送事業協同組合	平山　貴浩	千葉県中小企業団体中央会
小山　靖子	京葉建設業協同組合	中村　文明	千葉県中小企業団体中央会
石川　龍吾	株式会社商工組合中央金庫	熊田　伸一	千葉県中小企業団体中央会

中小企業組合士が誕生するまで

中小企業組合検定試験受験（組合会計・組合制度・組合運営）
- 申込み…9月上旬～10月中旬
- 試験日…12月の第１日曜日

合格（３科目）
- １部科目合格については翌年から３年間有効
- 毎年３月上旬に合格発表

認定申請
- 検定試験に合格し、かつ組合等で３年以上の実務経験のある方

中小企業組合士の誕生
- 毎年６月１日付けで認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間５年間　その後更新